義人道に適ひ且つ社会実際の現状に鑑みて眞に不止得ないものであるならば吾等は一文の争議が無くとも立に同意するでせう。けれ共解雇の理由が政義道に適であり且つ会社の依怙偏頗に出でゝ居るとしたら吾等を失業の不安に悩ますもるる会社の責任を問ふと同時に、そうした不安に備ふるだけの適当な解雇手当を要求しなければなりません。依って一應解雇の通知と債務表記の通貨とを返送し解雇の理由をお尋ねしますが会社にして眞に吾等を解雇しなければならない正当な理由があるならば堂々と其の具体的に其理由を説明して廣く天下の批判に訴へて貰ひたい事を重ねて希望します。

大正十年十月三十一日

石川島造船所
造機船工労組合

此勝ヲ期シテ言戦ヲ續ケテ来タル吾々ノ結業ハ単ニ同トシテ扱ヒベカラザルヲ見テ会社ハ戒上休業ヲ續クル事モ出来ズ進退谷マリ狼狽ノ余リ遂ニ大決断ニモ同門ヲ宣言シタ、而シテカラエル苦肉策ヲ講ジテ切崩シテ金力ヲ盡シテ居ル、会社ノ番犬頭目ハ今ハ走狗トナリテ駆ケ廻リテ居ル サウダ吾々ノ結束ノ威力ヲ示スハ是カラダ、今一人デモ裏切リヲ出セバ三旬ニ亘ル戒ノ奮闘ハ無意味ダ、水泡ダ、最一番緊縛シテ益々結束ヲ固メ就業ヲ肯ンナカッタナラバ就業ヲ宣言シタ会社ノ間目ハ丸ツブレダ、其上勧誘切り崩シニ奔命ニ疲レルハ良イ気味ダ 若シ第一人ニ人宛ノ者ガ彼等ノ甘言ニ惑溺サレ好策ニ乗セラレル様ナ事ガアッタラ嗚、其ノ結果ノ悲惨ハ諸君ニモ想像ハ出来ルデアロー 吾々ハ勝タネバナラヌ、勝タネバナラヌ、

幼イ小学生サヘモ「オヂサン勝ッテ下サイト」切言シテ居ルデハナイカ、